

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第122号 平成22(2010)年10月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

二倍年歴と稲作

名古屋市 石田敬一

この時代には、水田跡や農具等の稲作の遺構は発見されておらず、水田稲作ではなく、焼畑で始まり、それから陸稲による畑作に変わっていったと考えられます。

1 焼畑

福岡県の縄文時代晩期の曲り田遺跡でモミが発見されたのを始め、近年、岡山県岡山市津島東の朝寝鼻貝塚や、彦崎貝塚の縄文時代前期の地層から稲の細胞の化石、プラントオパールが見つかりました。また、同県総社市南溝手遺跡や岡山大学津島キャンパス内にある津島岡大遺跡の土器内からも稲のプラント・オパールが発見され、西日本では少なくとも紀元前3500年以前から稲作が行われていたのはほぼ確実であると考えられるようになりました。

焼畑を例にとれば、次のような方法で農作業が行われたと考えられます。なお、畑に直接播種する点においては、陸稲の方法も焼畑と同じです。

- ①冬の間に立木を伐採し木材や薪炭に利用。
- ②残った木々を放置し乾燥。
- ③春、残った枝葉等に火入れ。耕地の造成。
- ④耕地に穴開けし3, 4粒を播種。
- ⑤刈り取りまでの間に水かけ、除草、鳥獣害防除。
- ⑥刈り取り。天日干し。脱穀。籾摺り。
- ⑦また新しい土地で同じ方法で稲作。放棄した耕作地は数年で林地に復元。

こうした農作業の中で、焼畑又は陸稲では特に重要な作業である火入れや播種、稲刈りは共同で行ったと考えられます。しかしながら、必ずしも耕起を行っていたわけではないと思われます。

表1 稲モミに関する主な発見

1980年	福岡県の曲り田遺跡で、縄文時代晩期の竪穴住居跡から多数のモミを発見。
1992年	岡山県総社市の南溝手遺跡や津島岡大遺跡で、縄文時代後期末の土器にモミの圧痕を発見。
1999年	岡山市の朝寝鼻貝塚から、約6000年前のイネのプラントオパールを発見。岡山県灘崎町の彦崎貝塚からも同時期の炭化米を発見。

2 水田稲作

30年ほど前に、板付遺跡で紀元前4世紀以前とされた水田跡の発見を皮切りに、佐賀県や岡山県で紀元前4, 5世紀の水田跡が発見され、

従来考えられていたよりも古い時期から、本格的な水田稲作が西日本で開始されていたとされます。

表2 主な水田跡の発見

1978年	福岡県の板付遺跡で紀元前3世紀の水田跡よりさらに古い水田跡を発見。
1981年	佐賀県菜畑遺跡で、縄文時代晩期の紀元前5世紀頃と推定される水田跡を発見。
1986年	岡山県岡山市江道遺跡で、紀元前4世紀の水田跡などを発見。
2000年	宮崎県都城市・坂元A遺跡で弥生前期後半の水田跡。下層にさらに古い畦を発見。

水田の畦や矢板、水路のほか稲作の道具が発見された佐賀県唐津市の菜畑遺跡始め福岡県内には野多目遺跡、十郎川遺跡、有田七田前遺跡、雀居遺跡、橋本一丁田遺跡など最古級の水田跡が発見され、紀元前5世紀には水田稲作が行われていた確実な証拠であるとされます。

菜畑遺跡では、下層にはイネの花粉とともに、アワ、アズキ、ヒョウタン、メロン、ゴボウ、シソなど、主に畑で栽培される植物と、カタバミ、イヌホウズキ、ナズナ、ハコベなどの畑の雑草の種子が出土し、その上の層には水田に生える雑草の花粉や種子が出てくるとされ、これまでは、土器の変遷から紀元前5世紀あたりが陸稲から水稲へ移行した時期ではないかと考えられていました。

しかしながら、2003年5月に国立歴史民族博物館は、炭素14年代測定法(AMS)により、水田稲作の開始時期が紀元前10世紀頃とする研究成果を発表し、これまでの縄文から弥生時代への年代観を500年ほど遡らせました。国立歴史民俗博物館考古研究系 藤尾 慎一郎助教授は、別添の図表「炭素14年代の較正年代にもとづく縄文～弥生時代の実年代」により、日本列島における水田稲作の始まりの時期を地域別に示されています。岡山県津島江道

遺跡はいわゆる小区画水田であったのに対し、同じ時期に、福岡市の野多目遺跡では、すでに大区画水田となっており、北九州は早くから水田稲作が大規模化されていたと考えられます。

また、高知大学名誉教授の中村純氏は、花粉学の研究において、板付遺跡では今から3700年ぐらい前から稲や水田雑草の花粉が急増するという成果を示されており、紀元前10世紀をさらに遡らせる可能性をも示されています。

こうした研究成果を踏まえると、北九州における水田稲作はこれまで考えられてきた時代より、少なくともさらに500年は、古くなるとしてよさそうです。すなわち水田稲作の始まりは、紀元前10世紀以前であるという可能性が高いということです。

北九州の水田稲作が紀元前10世紀頃という認識については、古田武彦氏が『失われた九州王朝』(2010年、ミネルヴァ書房)などの書籍で示されているほか、同じ認識に立って、草野善彦氏が、『古田史学会報No. 61』(2004年4月1日)において、「弥生渡来人説と中国史料」と題して問題提議されています。

3 水田稲作と農事暦

水田耕作の場合は、陸稲による農作業、播種や稲刈りなどの作業の他に、田起こし、畦ぬり、苗の育成、田植え等の作業があります。

水田稲作の一般的な作業は、次のとおりです。

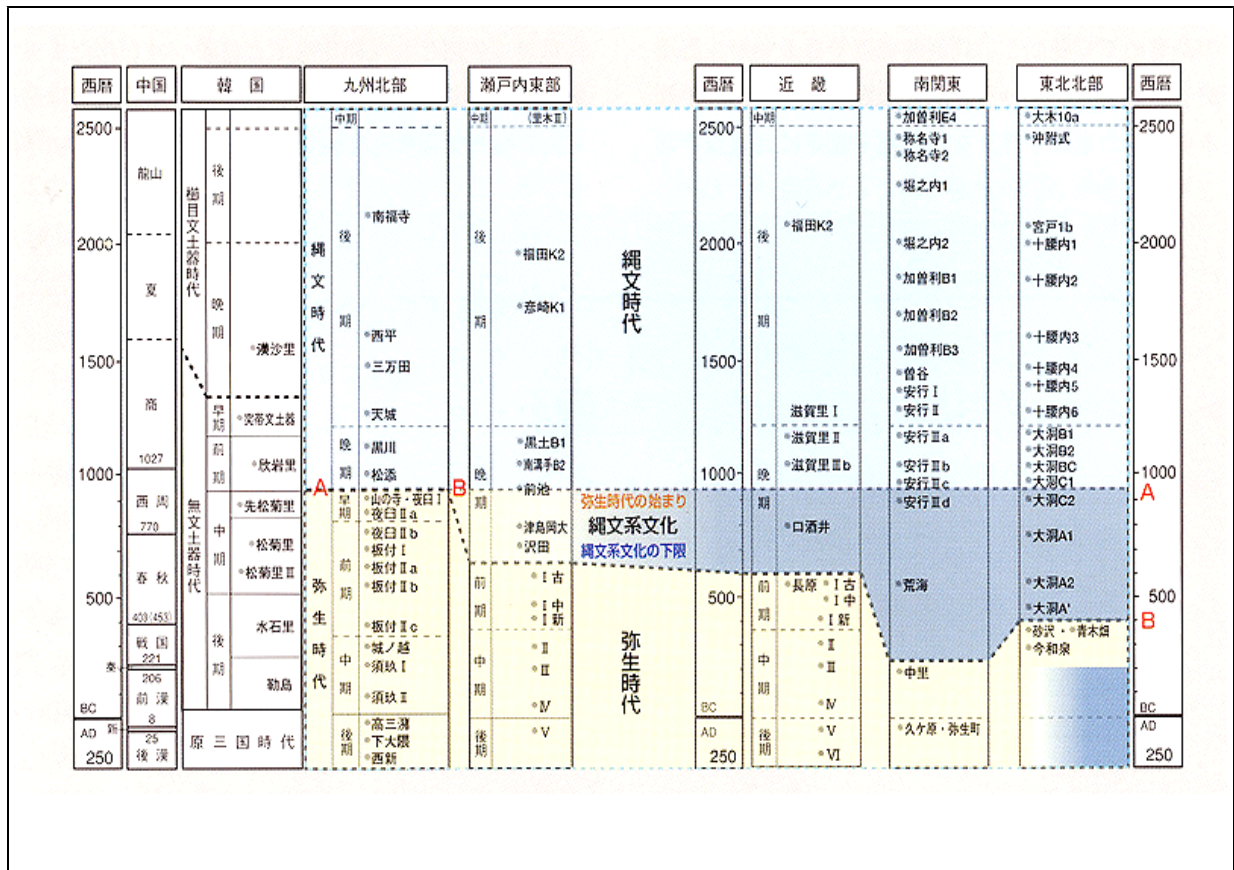
- ①緑肥などを鋤き込む田起こし。
- ②圃場を整備。田植えに備え畦ぬり、代かき。
- ③苗代に種籾をまき発芽、育苗。
- ④苗を本田に田植え。
- ⑤雑草取り、肥料散布。
- ⑥稲刈り。天日干し。脱穀。籾摺り。

この水田稲作の時代からは、陸稲による畑作にも増して農作業の過程が複雑になるので、より計画的に進めるために農事暦が必要になったと考えられます。

特に留意したいことは、焼畑や陸稲ではなかった、田起こしの作業が、水田稲作では、堆肥や除草効果のある重要な作業として必要であることです。

図

炭素14年代の較正年代にもとづく縄文～弥生時代の実年代



4 春耕秋収

『三國志』東夷伝・倭人條には、「その人、寿考、或は百年、或は八、九十年」とされ、倭人が百歳、あるいは八十から九十歳の長寿だと記述され、その『魏略』脚注には、「倭人は正歳四節を知らず、但々春耕秋収を計って年紀と為す」とあります。

其俗不知正歳四節但計春耕秋収爲年紀

農作業の節目には、春耕と秋収があり、これをもって1歳、2歳と数えたということです。中国では1年で2歳と数えていなかったのので、この特徴的な「二倍年齢」を『魏略』に記述したということでしょう。

ここで注目したいのは、春耕秋収です。明らかに農業に関連した記述です。そして春耕というからには、耕起を伴わない焼畑や陸稲ではなく、水田稲作の田起こし、すなわち耕起を指しているのではないかと思います。つまり、この記述は、水田稲作における春耕と秋収を区切りとしたということだと思います。古田氏は、こ

の記述について「一年に二回歳をとる、つまり二倍年暦があった」として、当時の百歳は現在の五十歳という意味と主張されました。そうであれば、記紀にある古代の天皇の寿命が百歳を超えることについて、矛盾無く理解できますので、全く同感です。

そして、暦については、紀元前約一千年前から北九州で行われていた水田稲作における重要な農事である田起こしと稲刈りを節目として、農事暦をもとに、「二倍年暦」が使われていたと思われる。

その後、倭は中国の冊封体制に組み込まれました。この中国の暦を受け入れた段階に至って、倭の年暦は、中国の暦に合わせ、一倍になったと考えています。ただ、その中国の暦を受け入れた時点から一倍年暦ではあるものの、古代天皇の崩御年齢が二倍の年齢となっているように、年齢だけは農事暦の慣習のまま一年で二回歳を数えたと思います。つまり、この時点からは、一倍年暦であって、かつ、二倍の年齢を使っていたと思われるので「二倍年齢」と称した方が

よいのではないかと考えています。

5 冊封体制

『翰苑』に「漢書地志曰夫餘樂浪海中有倭人分爲百餘國以歲時獻見」とあります。紀元前一世紀頃には、倭はすでに中国に献見していたことを示していますが、文献上で倭が確実に中国の冊封体制に組み込まれた証拠はいつでしょうか。

『後漢書・東夷傳』には次のとおりあります。

建武中元二年 倭奴國奉貢朝賀使人自稱
大夫倭國之極南界也 光武賜以印綬

(下線は石田による。以下同じ)

ここで注意すべきことは、大夫が中国の周(紀元前1046年頃から紀元前256年まで)の身分制度であり、建武中元二年当時(西暦57年)の倭國(倭奴國)では、この中国の古い身分制度をもとにした身分を自称していることから、建武中元二年以前から、中国の制度を使用し続けていたということであり、また、中国の古い制度を認識していたこととなります。

冊封体制に関する記述については、「光武賜以印綬」にあります。倭國は光武帝から印綬を賜われました。印綬は冊封体制下に入った確実な証であると私は思います。この時点で、倭國は、確実に中国(後漢王朝)の冊封体制に組み入れられたのでしょう。

また『隋書・倭國傳』には次のとおり、安帝の時(106～125年)に、遣使が朝貢している記述があります。

安帝時、又遣使朝貢、謂之倭奴國

さらに『宋書・倭國傳』では、言うまでもなく、五世紀の倭の五王が宋王朝の冊封体制のなかで、朝鮮半島の支配を認めてもらおうと遣使を繰り返したことが記載されています。

詔除武使持節、都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事、安東大將軍、倭王

このように倭國は、建国後、しばらくして、中国の冊封体制の下にあったことがわかります。しかしながら、継体の頃から中国への貢献は

なくなり、七世紀初めには『隋書・倭國傳』にあるとおり、倭王の多利思北孤は自らを日出処天子として、中国の冊封体制から完全に脱却したと考えられます。

なお、蛇足ですが、建武中元二年(西暦五十七年)は、新羅の第4代の脱解王が即位した年であり、倭人とされる脱解王の動きは気になるところです。

6 『九州年号』—古文書の証言—

年始五百六十九年内卅九年無号不記支干其間結繩刻木以成政

繼体五年 元丁酉(石田注. 517年)

・・・以下略・・・

年始、五百六十九年。内三十九年、号無く支干を記さず。其間結繩刻木、以って政を成す。

(『二中歴』年代歴冒頭部)

この『二中歴』の記述について、古田武彦氏は、市民の古代第11集(1989年)の『九州年号』で、九州王朝の年始に関する考え方を次のとおりわかりやすく示されています。

これは、前回、私が従った増田修氏の見解「紀元前13年から517年までの間は中国年号・干支を用いた」と同じ主旨であり、また、これに先立つ主張です。

やや長いですが関係する部分を抜粋します。

つまり、五六九年というのは次に表われる「九州年号」の始まり、五一七年(継体元年)これをさかのぼる五六九年前が「年始」である、こういう意味なのです。この年始から九州年号開始まで五六九年経ったということですね、この年号ができるまで。だから、計算で言うと五六九、マイナス・五一七、つまり「紀元前五二年」、これが「年始」である。年始というのはその国の始まりの年である。言いかえると、「九州年号」の話ですから「九州王朝」の建国時点である。これをまた言いかえますと、「九州王朝」はいかにして始まったかということ、アマテル(アマテラスオホミカミ)がニニギを筑紫に派遣して、そこで「九州王朝」を建て、筑紫の王朝は始まったのです。つまり、「天孫降臨」の時点である。

「天孫降臨」は実在の事件です。筑紫のクシフルタケに吉岐・対馬からやってきた。そのアマテルたち

の勢力の拠点は、吉岐・対馬の海人族だと思われます。この海人族が大陸からの武器を手にして、船という、当時もっとも大量の運搬具をあやつって、つまり最強の軍事力を持ちえたために、今までは中心権力者だったオオクニヌシに対し、主権の譲渡を「強制」し、それに成功した。そしてこの縄文水田・弥生水田として、日本列島で稲作のもっとも豊穰な筑紫を狙ったわけです。「国譲り」で狙った目的は菜畑・板付の縄文・弥生水田であった。というのがわたしの理解です。そこで「九州王朝」は始まった。それが実は「紀元前五二年」であった。これは東京の立川のカルチャーに行っている方に話をしたらご注意がありまして、「前五三年」かもしれない、紀元0年がないのでとのこと。そういう問題はあるとしても一応単純計算で、五六九年引く五一七年で、紀元前五二年といたします。それから三九年たったところ、つまり五二年引く三九年のところ、「紀元前一三年」この時まで年号は当然ありません。年号は五一七年に至るまで無いのですから、しかも中国の干支すら筑紫に伝わって来ていなかった。この時間帯ならわたしは不思議はないと思います。紀元前の時間帯ですから。ところが、言いかえると、この紀元前一三年から中国の干支を採用し始めた。つまり干支を採用するということは中国の文明を知ったことを意味します。単に知っただけではなく、中国の暦計算に時間を合わせるということになります。つまり中国文明の圏内に入った、といえますか、そういうことの実現なのです。それが紀元前一三年からであるということです。

『市民の古代』第1集、55・56頁。
(下線は石田による)

まず、注意したいのは、古田武彦氏は、九州王朝の年始すなわち建国が紀元前52年と主張されていることです。『二中歴』に素直に従えば、その主張は妥当であるといえましょう。

では、中国の冊封体制に組み込まれた近隣の国の建国はいつ頃でしょう。朝鮮半島の国々、新羅、高句麗、百済の建国を確認します。

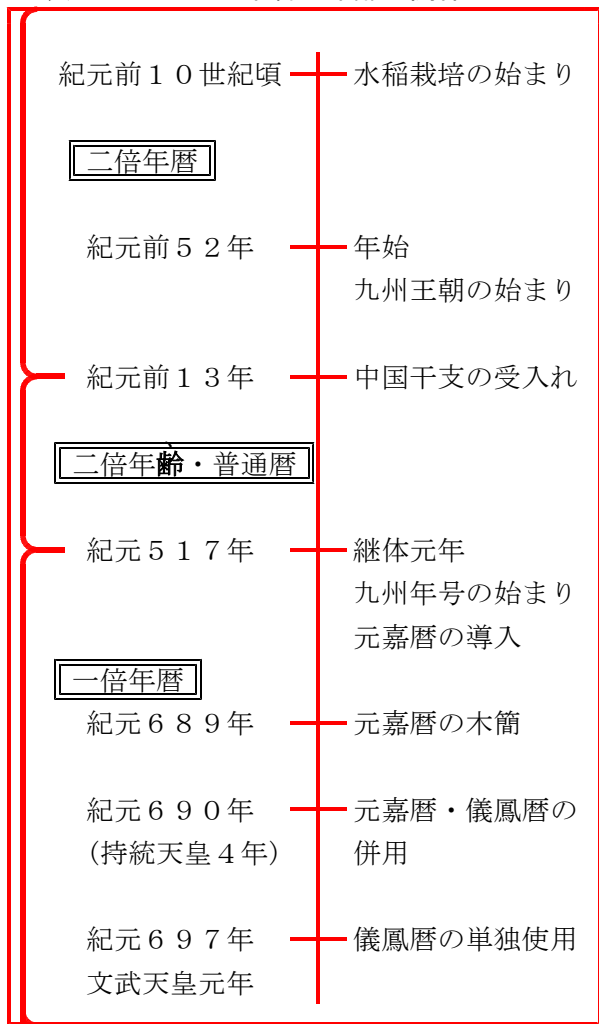
朝鮮半島に現存する最古の歴史書『三國史記』によれば、表3のとおりであり、朝鮮半島の国々の建国の状況からして、九州王朝の建国が同時期の紀元前52年であるとした古田氏の主張は、十分に納得できるものではないかと感じて

います。

表3 新羅等の三国における建国時期

国名	建国	始祖
新羅(徐那伐)	紀元前57年	朴赫居世
高句麗	紀元前37年	朱蒙
百済(十濟)	紀元前18年	朱蒙の第三子温祚

表4 年暦と年齢の関係



さらに、ここで注意しなければならないのは、紀元前13年から中国の干支を採用した意味です。

九州王朝が紀元前13年に中国の干支を採用したのは「中国の暦計算に時間を合わせ」たことを意味します。私は、この古田氏の考えに賛成です。ただ、古田氏は、この時点では「二倍年暦」は続いていたというお考えのようです。私は、この「中国の暦計算に時間を合わせ」

たということは、とりもなおさず、当時、一倍の年暦であった中国の年暦に合わせるということだと思います。ですから、当然、九州王朝は一倍の年暦を受け入れたと考えます。前回私が主張したとおり、この時点で「二倍年暦」から「一倍年暦で二倍年齢」の時代に切り替わったのだと思います。

中国の暦計算に合わせたにもかかわらず、九州王朝内では「二倍年暦」を使い続けたと想像することは、私には思えません。

紀元前13年を境として、「二倍年暦」が終わり「一倍年暦」の時代になったのだと私は思います。ただし、継体天皇の頃まで記紀の天皇の崩御年齢が二倍であると考えられることから、紀元前13年以降も年齢は、1年で2歳を数えることを変えなかった。つまり「二倍年齢」の時代が続いたのではないのでしょうか。

その後、九州年号が成立した時点、すなわち「継体」の年号から、年暦も年齢も1倍の「一倍年暦」になった。これが合理的な考え方ではないかと思うのです。

7 元号

元号の始まりは、前漢の第七代皇帝武帝（紀元前141年～87年）の時の「建元」または、文帝の17年（紀元前163年）の「後元」が元号の始まりであるとされます。私は字面からして「建元」が妥当であろうと思います。

元号の制定は、君主制の思想に基づき、皇帝が時を支配するために設けられたものと考えられます。中国の冊封体制下であれば、基本的には中国王朝の暦を用いていたと思いますが、独自性が芽生えた国々では、中国を真似て自らの元号を定めたと考えられます。

表5 朝鮮半島諸国の元号

国名	元号	国王	制定年	出典
高句麗	永樂	好太王	三九二年	広開土王碑文
	延寿	長寿王	四五一年	銀製盒銘文
新羅	建元	法興王	五三六年	三国史記
百濟	建興	聖王	五三二年	金銅仏光背銘

九州王朝では、517年に元号が始まったの

に対して、朝鮮半島の諸国ではどうでしょう。

朝鮮半島の国々においては、日本と同様、ずっと冊封体制下にありましたので、建国してから元号の制定までには時間的な開きがあります。

高句麗では、単発的に二つの元号がわかっているだけです。広開土王のように独自性が強い時期に元号が設けられたように思われます。新羅は、536年の「建元」、百濟は532年の「建興」が元号の始まりとされます。（新羅の智讃王の「延寿」は単発。）

新羅や百濟の元号の始まりを鑑みると、517年が九州王朝の元号の始まりであることに違和感はありません。

以上、朝鮮半島の建国や元号の始まりの動向は、古田氏が示された、九州王朝の年始・建国や中国の干支の受け入れに関する考え方を支持するものであると思います。

8 「二倍年暦」の伝来の想像

まったくの想像ですが、「二倍年暦」は、農業とともに古代中国から伝わったのかもしれない。

古代中国の伝説に登場する三皇五帝の一人、神農は医療と農耕の術を教えたという紀元前2740年頃の王ですが、皇甫謐の『帝王世紀』には、炎帝神農は在位百二十年で崩じ、長沙（湖南省長沙市）に葬られたとされます。

神農が120歳まで生きたとすれば、それは通常の寿命とは考えられませんので、「二倍年暦」で数えた年齢ではなかったかと思います。神農の時代は「二倍年暦」が使用されていたのかもしれない。それが、遠い昔、農業とともに日本列島に伝わったのではないかと想像しています。

漢の武帝に始まった元号は、清朝の最後の皇帝である愛新覚羅溥儀で終わりましたが、中国で生まれた元号を、今でも日本は、西暦と並行し使い続けています。

「二倍年暦」についても、遠い昔中国で生まれ、そのあと中国で使われず忘れ去られた後も、日本では、ずっと使われていた可能性がゼロではないと思いますが、いかがでしょう。

文帝と仏教

知多郡阿久比町 竹内 強

はじめに

本誌前号にて、倭国王「多利思北孤」が隋の煬帝に送った国書について私の理解しているところについて述べた。

今回は、倭国が100年近い沈黙を破って中国、それも北朝の流れをくむ隋に遣使送ったのかについて考えてみたい。

1 隋の建国

北周の武帝は廃仏の政策を推し進めたが三十六歳の若さで亡くなると(576年)、太子である宣帝が帝位に就いた。しかし、その宣帝は一年も過ぎない内に八歳の息子の静帝に位を譲り自らは上皇となり放蕩な生活をはじめた。かわって実権を握ったのが静帝の外祖父である楊堅であった。楊堅は上皇が死ぬと反対派を次々と除き、孫の静帝から位を奪って新王朝を開いた(581年)。

この楊堅こそが隋の高祖文帝である。皇族につながる者はほとんど殺し、忠君名将の尉遲迥とその支持グループも根こそぎ討たれる。血の粛清は九歳の静帝にもおよび、彼は九歳になったばかりで、原因不明のまま突然の死を迎えている。こうして皇帝の座に上り詰めた文帝であるが、やがて仏教を復興させ海西の菩薩天子と仰がれた。

これを懺悔のための政策と見るべきか。しかし、文帝には興味深い説話が残されている。

2 文帝楊堅と仏教

『隋書』の冒頭には文帝楊堅は西魏の大統七年(541年)馮翊^{ひょうよく}、現在の陝西省大荔県の般若寺で生まれ、幼名を那羅延といい、尼僧の智仙に育てられた言う。

那羅延というのはサンスクリットで「n r y

a n a」、「金剛力士」とか宇宙を創造する「大梵天」をさす言葉である。いかにも後の文帝を前提にした説話に聞こえるが、当時の社会では神将や菩薩とか文殊、さらには夜叉、羅刹といった幼名や字を付けて、子どもの健やかな成長を祈る風習があった。そう見てみると特別な名前でも無さそうである。

唐初の名僧法淋が著した『弁証論』には、説話の舞台となった般若寺の縁起について語り、北周の廢仏によって寺はあとかたもなく壊されたが、文帝は生家のことを懐かしみ、即位して四年後の開皇四年(585年)、般若寺の跡地に大興国寺を建立したといい、莊嚴きわまりない堂塔伽藍のすばらしさを語っている。

文帝の仏教復興事業は、一千余の度僧^{*1}を皮切りに僧官制度の復活、廢寺の復旧、教典・仏像の搜索や修理などが進められた。また注目すべきは五岳に仏寺一所を建立せよという命令である。五岳とは、東岳泰山・西岳華山・南岳瀟山・北岳恒山・そして中岳崇山をいい、古来の山岳信仰と戦国時代に生まれた五行思想の影響を受けて紀元前一世紀ごろ漢の時代に成立した。この歴史と伝統を誇る神聖な山々に外来の仏教寺院をしかも国費で創建したのであるから文帝が仏教を立国の中心に据えるという宣言ともなった。

文帝の仏教復興政策の結果は開皇より仁寿年間(604年)までの20余年で度する僧尼二十三万人、諸寺三千七百九十二寺、写経四十六歳十三万二千八百十六卷、教典の修理三千八百五十三部、石像等の造営大小十万六千五百八十軀、故像修治百五十万八千九百四十軀という。開皇五年(585年)文帝は大興殿において法経から菩薩戒を受けた。

こうした業績や政治は朝鮮半島の国々更に倭国にも伝えられたであろう。仏教を信仰し仏教国家目指す多利思北孤にとって隋に遣使を送ることを決意するのに苦慮することはなかったと想像される。ここでも仏教が行動の思想的衝動

*1 「度僧」あるいは「度する僧尼」とは得度のことで正式に僧になることである。現在でも浄土真宗などは年に一度本願寺に僧になる希望者を集めて得度式を行い。剃髪をし本山から僧としての最下の位をもらう。そして俗界から仏門へとすすむこととなるのである。

唐の時代名僧「鑑真」を日本に招いたひとつの理由は、この得度をあたえる方法とその作法を知るものが、それまで日本にいなかったからで、「鑑真」を迎えてはじめて正式に日本の国の中で僧が誕生することになるのである。

なのである。

3 もう一つの疑問

倭王以天為兄、以日為弟、天未明時出聽政踞坐、日出便停理務、云委我弟」高祖曰、「此太無義理」於是訓令改之。 (『隋書』東夷・倭国伝)

この問答で文帝は倭国の政治形態が正しくない改めよと云い、これを改めさせたというのである。どのように改めたのかについては述べていない。わたしはこの問題の答えをやはり「仁王経」の中に見いだすことが出来る。

国王は一日の二時(例えば朝夕)に「仁王経」を購読せしめるならば、国土の中の百部の鬼神、また十一の部のある百部の鬼神が、この経をきくことを樂い、この諸の鬼神が、汝の国土を護るであろう。

事実、文帝は自らも朝夕後宮の中で王妃を横にして『般若波羅密經』を唱えたという。

文帝は多利思北孤に仏教的国家の政治形態を「仁王経」やその他の教典から学ぶよう教えたのだと思う。遣使に対して多くの教典あるいは解説書を持たせたのでは考える。

そして、その結果があ有名な「日出処の天子」ではじまる国書へとつながる。しかしこの国書が届いたとき既に文帝はこの世を去っていた。煬帝の治世へと変わっていた。

今回二つの問題

- 1, なぜ多利思北孤は北朝系の隋に1000年の沈黙を破って遣使を派遣したのか。
- 2, 文帝は倭国の政治形態をどのように変えさせたか。

について仏教の中にその答えを見いだした。引き続き隋書の中身について論じて行きたい。

韓国内陸行説

—平瀬英司説の紹介—

瀬戸市 林 伸禧

はじめに

『魏志』東夷伝・倭人條の冒頭部

從郡至倭循海岸水行歷韓國乍南乍東到其北岸狗邪韓國七千余里

の韓国内行路については、陸行説と水行説の2説がある。

通説は水行説であるが、平瀬英司氏が、陸行説を実証した論文を紹介する。

1 論者の意見

(1) 水行説

佐伯有清著『歴史文化ライブラリー104・魏志倭人伝を読む—邪馬台国への道—』上
七千余里の里程 帯方郡から狗邪韓国までの距離七千余里は、帯方郡から狗邪韓国まで終始、水行する、つまり朝鮮半島の西海岸、そして南海岸に沿って航行する里程とみなす説と、帯方郡を船で出発し、途中韓国に上陸し、以後、狗邪韓国まで陸行する里程とみなす説とがある。

帯方郡から狗邪韓国を経由して倭へ行くのに「水行」という海岸沿いの航路をとって船出したのに、わざわざ韓国で船を捨てて陸路をとって狗邪韓国へ行くという手間をかけたであろうか。帯方郡の港を出帆した船は、狗邪韓国を経て、一路、倭へ航行したに違いない。—後略—

(『魏志倭人伝を読む』上、44・45頁)

(2) 陸行説

古田武彦著『「邪馬台国」はなかった』

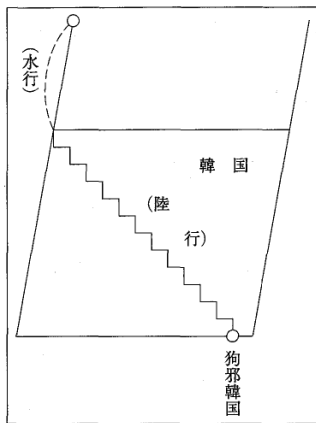
以上によって、中国文の文法・語法を忠実に守りつつ理解すると、韓国行路はつぎようになる。

魏使はまず、「海岸に循って水行して」帯方郡西南端(韓国西北端)にいたり、そこから上陸して陸行にうつり、左図のように、南下・東行をいわば「階段式」に、小刻みにくりかえして、狗邪韓国にいたったこととなるのである。

従来のように、帯方郡治からまっすぐ水路「南行」して韓国西南端にいたり、ふたたびまっすぐ水路「東行」して東南端付近の狗邪韓国に至る、というような理解の仕方は、全く原文の文脈を無視した、不用意な読みかえなのである。

こうしてみると、魏使は韓国をもって、倭国にいたるための、「単なる通過地」とみなしていたのではない。“中国正統の、魏の天子に対する礼を守って、朝貢してきた倭国の忠節を賞美する、威儀正しい答礼便と、莫大な下賜品を連ねた行列”によって、韓人に対するデモンストレーションを行ないつつ、行進

したものと思われる。



すなわち、後代日本の遣唐使が、ただ長安にむかうルートとして、韓国の沿岸を「水行」したのは、およそその時期と目的を異にしているのである。

(『邪馬台国』はなかった』173頁)

2 平瀬英司説(陸行説)

平瀬氏は、魏志倭人伝の冒頭の行路記事を検証するため、1992(平成4)年に自転車による陸行を疑似体験をし、1998(平成10)年に再び訪問して韓国での行路を調査した。

それを「韓国西岸の『水行』は不可能だった」(『東アジアの古代文化』101号、1999(平成11)年11月)*1で発表された。

その概要は次のとおりである。

① 帯方郡治を沙里院^{サリウオン}*2に比定した。
② 中世の旅行文献では、京城から半島東南端への交通路は陸行しかない。

③ 韓国・釜山の大学図書館・博物館に行き(1998(平成10)年5月)、中世に於いて京城・釜山間の陸行・水行利用状況を尋ねたところ、スピードと安全性の見地から陸路であった。

・韓国海洋大学校図書館、鄭銀實^{チヨン・ウンシル} 研究員談
物資の輸送や、人の往来には七〇パーセント以上の割合で、陸路が利用されていた。

それは韓国の西南岸は海難事故が多く危険なためである。

・プサン博物館、李海蓮^{イ・ヘヨン}学芸員談

陸路の方がスピードが速い。西海は潮汐による潮流が速くて、船が航行できる時間帯は、一日に一時間ほどしかなく、船では時間がかかる。

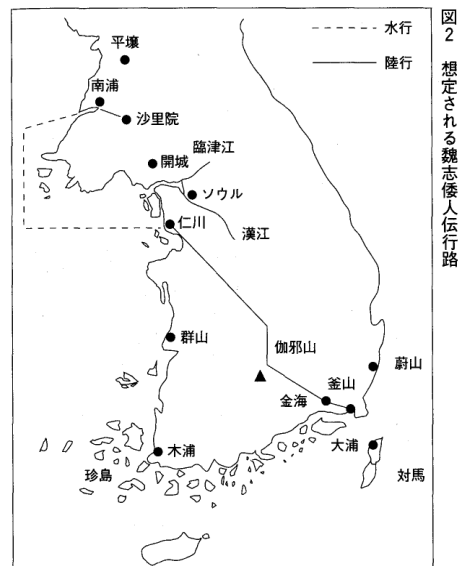
一八世紀の記録では京城^{ソウル}から釜山^{プサン}までを陸路では18日間、船では郡山^{クンサン}まで40日を要した。

④ 平瀬氏は疑似陸行体験・疑似水行体験を行ったところ、陸行が妥当と考えた。

・疑似陸行：北朝鮮との軍事境界線にあるキョトン島からプサンまで自転車で走行したところ、一回の峠越え以外は平坦な道で楽に走行できた。

・疑似水行：仁川^{インチョン}港からアンミョン島^{インチョン}(仁川と郡山のほぼ中間)まで船行したところ、遠浅で岩礁や干潟が点在していた。また、5月・7月では、海上では霧がかかり、わずか数キロの沖合からでも陸地の視認は困難であった。

⑤ 以上から、倭人伝行路記事は次図のとおりと想定した。



(『東アジアの古代文化』101号、72頁)

*1 平瀬英司氏は、当該論文以前に「チャリンコ魏『使』倭人伝-自転車で走った魏志倭人伝のコース-」(『市民の古代』第17集、1996(平成8)年4月)を発表している。

*2 平壤(ピョンヤン)市南方約60キロ、黄海北道文井面(黄海道鳳山郡智塔里?)の漢式墓から「使君帯方太守張撫夷」の銘がある埴が出土。そこから南へ4キロ、現在の沙里院(サリウオン)市内にある智塔里土城跡を帯方郡治と比定している。『弥生人の見た楽浪文化』(大阪府立弥生文化博物館・編集、1993(平成5)年10月)参照。なお、ほとんどの論者は、論証抜きで「京城(ソウル)」付近としている。

3 私見

- ・ 陸行説は疑似体験の調査で得た結論であり、妥当と思う。
- ・ 魏は陸軍国である。魏使が伊都国に派遣される場合は、100人単位の旅行団と想定されるので、水行は必要最小限にしか利用しないと思う。
- ・ 水行論者は、韓国の地勢をどの程度理解して述べているだろうか疑問に思う。

ひろば

小さな普及活動 2

名古屋市 石田敬一

ミネルヴァ書房から発刊された復刻版『「邪馬台国」はなかった』に続いて、図書館から早速『邪馬壱国の論理』を購入したとの連絡が入りました。そして、すぐさま『失われた九州王朝』、『盗まれた神話』についても連絡が来ました。

これらのオリジナルは、発刊が古いため、図書館の書棚では見かけなくなっており、私の近くの図書館では、古田武彦氏の図書が並んでいません。これは、古田史学を普及していくには、大きなマイナスでした。

ところが、この復刻版が世に出たことで、古田武彦氏の主要な著書が多くの方々の目にとまる状況ができ、たいへん良かったと思います。個人でできる「小さな普及活動」としては、図書館に古田武彦氏の図書が並ぶよう購入希望を行うことです。全図書館に復刻版を備えてもらいましょう。

嬉しいことがありました。

図書館で本を借りると、返納期限票を渡されますが、そこにはメモが書かれています。

どの本にも「次に予約でお待ちの方がいます」とメモが書かれていました。古田史学に関心がある人は、多くいるんだという確信が生まれました。

さらに古田史学が広がることを望み、また、隣の市の図書館に復刻版の購入希望を出してきます。一緒に小さな普及活動に取り組みましょう。

筑前の地名「日向」について

瀬戸市 林 伸禧

古田武彦氏は、その著『盗まれた神話』*1の「第七章天孫降臨地の解明－筑前の中の日向」で「日向」の場所を特定している。

その根拠として、『怡土志摩郡地理全誌』に掲載されている「黒田長政書状」としているが、「黒田長政書状」を掲載している古い文献が判明したので報告する。

古田武彦氏は、次のように記述している。そこで問題は(A ※「日向峠」をいう)だ。ここはレッキとした筑前だ。ここにある「日向」の地名はこの峠だけのものか、あるいは、この付近のもっと広い地帯をさすか、だ。

この問題をときあかすのは、次の文献である。

○高祖村、櫛

二十四戸。慶長の頃、黒田長政、村の南の、野地を開き、田地とすべしと、手塚水雪に命ぜられし書状、今も、農民、田中が家にあり。

其書に、五郎丸の内、日向山に、新村押立とあれば、櫛村は、此時立しなるべし。

民家の後に、あるを、くしふる山と云、故に、くしふる、と、云ひしを訛りて、柁と云とぞ。田中は、元龜天正の間は、原田家より与へし文書、三通を蔵す。

(福岡県地理全誌抜粋目録、怡土郡之部。大正二年五月発行、『怡土志摩郡地理全誌』東京系島会発行所収)

(ミネルヴァ書房版『盗まれた神話』157頁)

*1*1 『盗まれた神話』の出版状況

初版：朝日新聞社（昭和50〈1975〉年 2月）。

再版：角川書店（昭和54〈1979〉年 3月）。「角川文庫本」として

三版：朝日新聞社（平成 5〈1993〉年12月）。「朝日文庫本」として

四版：ミネルヴァ書房（2010〈平成22〉年3月）。「古田武彦古代史コレクション」として。

また、古田武彦氏は、初版本に囲注*1で、次のように記述している。

上記の黒田長政書状は、前原町柵の手塚誠さんのお宅に保存されており、ご好意によって拝見し、写真に撮影することが出来た。

なお、青柳種信の『筑前国続風土記拾遺』にも収められている。（初版本『盗まれた神話』198頁）

この黒田長政書状を掲載、及び「くしふる山」を記述している最も古い文献は、『筑前国続風土記付録』である。

掲載文献の作成時期及び掲載状況等は表1・表2のとおりである。

表1 黒田長政書状掲載文献

文 献	作成・発行時期	活字本発行時期	発行所
筑前国続風土記付録	1798（寛政11）年	翻刻版：1977（昭和52）年10月 ～1978（昭和53）年4月	文献出版
筑前国続風土記拾遺	1835（天保6）年以降、 未完	影印版：1973（昭和48）年10月 翻刻版：1993（平成5）年6月	筑前国続風土記拾遺刊行会 文献出版
福岡県地理全誌	1880（明治13）年	影印版：1988（昭和63）年7月 『福岡県史・近代資料編』所収	福岡県
怡土志摩郡地理全誌	1913（大正2）年5月	—	東京糸島会

注 文献解題（『福岡県の地名』の解題から抜粋）

1 筑前国続風土記付録

筑前国の地誌。天明4（1784）年福岡藩士加藤一純が藩命を受け、鷹取周成らの援助を得て編纂を開始。寛政5（1793）年に四十巻を藩に献上したが、博多・福岡・土産考など四部が未完のまま一純が死亡。その後、鷹取周成が青柳種信の援助を得て不足八巻を補い、同11（1799）年に完成させた。

構成は、『筑前国続風土記』に準じるが、古城・古戦場がなく、河水記二巻を別に立てている。

2 筑前国続風土記拾遺

筑前国の地誌。文化11（1814）年青柳種信が『筑前国続風土記付録』の再吟味を命ぜられて編纂が開始され、天保6（1835）年種信死亡後は長男長野種正・次男青柳種春が編集を引き続いた。提要、福岡・博多及び十五郡の郡記、古城古戦場記からなる。

土産考・河水考が編集される予定であったが、現存の写本にはなく、完成しなかったと考えられる。

3 福岡県地理全誌

明治五年の陸軍省の前国地理図誌編纂に関する府県への指令を受けて、福岡県が臼井浅夫に委嘱し、明治5（1872）年から同13（1880）年にかけて編集された福岡県（旧筑前国十五郡）の地誌。

『筑前国続風土記』・『筑前国続風土記付録』・『筑前国続風土記拾遺』など江戸時代に編纂された地誌を参考にし、筑前十五郡の百六十三町・八百四十村・五浦について戸口・田圃などを詳細に記す。

*1 角川文庫・朝日文庫版及びミネルヴァ本では囲注を削除して、黒田長政書状の写真版を掲載している。

9月例会報告

○ 「二倍年暦」について

名古屋市 石田敬一

『魏略』脚注の「其俗不知正歳四節但計春耕秋収爲年紀」と『二中歴』の「年始五百六十九年内卅九年無号不記支干其間結繩刻木以成政」の記述から、紀元前13年から紀元517年まで、暦は一倍年暦で年齢は「二倍年齢」であったとする仮説をたてた。

この仮説は、古代の天皇の長寿を始め、倭の五王の時代背景や暦に関する記紀の記述、九州年号の制定時期などともマッチする。

「二倍年暦」と「二倍年齢」、元嘉暦と九州年号の制定そして「一倍年暦」の関係について、次のとおり私の思考を示した。

- (1) 紀元前の日本には農事暦に基づく「二倍年暦」の時代があった。
- (2) それが中国の暦を受容した紀元前13年からは、一年を一年とカウントする普通暦になった。
- (3) しかし、人の歳の数え方は慣習に従って一年で二歳と数え、従来どおり使っていた。
- (4) 『三國志・東夷伝』では、この「二倍年齢」について、特異な事であるとして『魏略』脚注に「其俗不知正歳四節但計春耕秋収爲年紀」と記載し、1年で2歳を数えると特記した。
- (5) 倭の五王の5世紀の時代は、さかんに中国と交流が行われ、中国の暦法に基づいて外交を行っていた。これはとりもなおさず「一倍年暦」である。
- (6) 菩提達磨大師の遷化150歳の例などからインドの地方においても紀元前から少なくとも5世紀まで「二倍年暦」若しくは、「二倍年齢」の時代があった。
- (7) 継体の頃までは、天皇の崩御年齢にみるように「二倍年齢」である。
- (8) 一方、欽明紀十四年(553年)に「別勅醫博士易博士曆博士等宜依番上下 今上件色人正當相代年月宜付還使相代 又ト書曆本種種藥物可付送」とあるように曆博士等の交代を依頼する記事があり、553年以前には、すでに暦(元嘉暦)を使っていた。

(9) そして、持統紀四年には「奉勅始行元嘉暦与儀鳳暦」とあり、元嘉暦と儀鳳暦を並行して行い始めたとされ、これまでは元嘉暦が継続して使われていた。これは石神遺跡から元嘉暦が書かれた木簡の発見により考古学においても確認されている。

(10) 従って日本では紀元517年に導入された暦は元嘉暦である。この導入とともに、独自の年号(古代逸年号=九州年号)を定めた。

そして、これを機に「二倍年齢」をやめ、普通暦でかつ一倍年齢つまり「一倍年暦」にした。

○ 地名から考える歴史2

半田市 土井真人

前回に引き続き、『文政年間國郡全圖』に基づいて報告した。

・地域を分割する時の表記法について、明治以降は「方位+地域名」、江戸期以前は「地域名の1文字+方位」が一般的となっているが、古代は方位でなく「上下」が用いられ、これと地域名の1文字で2文字の地域名表記とされた。

古代表記での「上下」の付け方には特徴がある。近畿では「地域名の1文字+(上下)」九州では「(上下)+地域名の1文字」であり、表記法が逆になっている。権力との関連性があるのではないだろうか。

関東の国名と九州の郡名は表記法が「(上下)+地域名の1文字」で同じであるが、権力等のつながりについては不明。今後調査する必要がある。

・「市」字は全て「チ」と読んでいる。人名の「市」字についても「チ」と読んだらどういうことになるか検討の余地はあるのではないだろうか。(一例…「都市」)

○ 「サルでもわかる日本古代史2」の紹介

瀬戸市 林 伸禧

インターネットで、「サルでもわかる日本古代史2」(<http://www.d7.dion.ne.jp/~sekai/wiki.htm>)で筆者が考える「九州王朝説」が掲載されていた。参考になると思い紹介した。

また、筆者は冒頭の囲み記事で、

長年編集してきたウィキペディアが宮内庁職員などの畿内狂徒の荒らしにあつて編集できなくなったのでここに追加の説明を書きます(^.^)v。参考にしてください。

ご意見は、「Yahoo!掲示板 - 日本史 - 九州王朝」についてまでと記述してある。

この中で、私と異なる考えが見受けられた。代表的なものをあげると、次のようである。

・一大国

「2根拠-2. 3邪馬壹国」の関連注[11]で、

壱岐国を減筆しても一支国にしかならない。一大国となっているのはあきらまぬ誤植である。

と述べている。

「一大」は「天」の異称(『大漢和辞典』巻一、40頁参照)である。一大国周辺は「天国」と自称していたが、陳寿は「天」と記載するのをさけて「一大」と記述したと思っている。

〈参考〉

林俊彦著「失われた一大国、続・失われた一大国、一大国はなかった」(『東海の古代』87号、平成19(2007)年11月)参照

・『魏志』倭人伝行程韓国内陸行説

「5 説の歴史と問題点-5. 2問題点」の末行で

また、古田の九州王朝説などにも「魏志倭人伝行程韓国内陸行説」・「唐軍による北九州進駐説」などトンデモ説ともいえる主張が含まれている。

と述べているが、朝鮮の地勢を承知していないのではと思っている。

平瀬英司氏は、北朝鮮との軍事境界線近く(帯方郡治を北朝鮮の沙里院に比定)から釜山まで自転車で走行して、疑似陸行を行った。それから韓国内陸行説が正しいと立証している。

〈参考〉

(「チャリンコ魏『使』倭人伝-自転車で走った魏志倭人伝のコース」(『市民の古代』17集、1996(平成8)年4月)参照。

なお、「韓国西岸の『水行』は不可能だった」(東アジアの古代文化101号、1999(平成11)年秋号)がより詳しく論じている。

10月例会に参加を

日時：10月17日(日) 午後1時30分～5時
場所：名古屋市市政資料館(第1集会室)

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円(会員無料)

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・〃 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・〃 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料(40分200円)

今後の予定

11月例会：11月7日(日)八王子セミナーハウス

12月例会：12月26日(日)名古屋市市政資料館

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

11月は東京都八王子市内の八王子セミナーハウスで開催される「第7回古代史セミナー」参加を例会とします。12月は**第4日曜日**です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、「**20部**」ご用意願います。

「ひろば」での原稿募集

エッセー、紀行文、各地の遺蹟・探方記事、書物の感想など何でも結構です。

また、古代史の研究の「ヒント」なる事項などは大歓迎です。